

令和5年8月1日
株式会社トーネット

労働派遣事業に関する情報公開

(派07-010011)

令和4年度労働派遣事業報告書（年度報告）を基に情報を公開いたします。

1. 労働者派遣の実績

- ① 派遣労働者の数（令和5年6月1日現在） 167人
② 派遣先の実数 91件

2. 派遣料金・派遣労働者の賃金、マージン率

派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	派遣労働者賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率
16,224円	10,459円	35.53%

※賃金には、給料・手当・通勤費を含みます。

※マージンには、法定福利費・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・募集広告費・会社運営費などが含まれます。

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ①キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

担当者：課長 大東 庄栄 連絡先：フリーダイヤル 0120-64-4003
メール：careerup@tonet-f.co.jp

- ②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	訓練方法	対象となる派遣者	賃金支給	実施主体	対象者の費用負担
ビジネスマナー教育	OFF-JT	入職時	有給	派遣元事業主	無
個人情報/機密情報保護	OFF-JT	入職時	有給	派遣元事業主	無
安全衛生教育	OFF-JT	入職時	有給	派遣元事業主	無

4. 福利厚生に関する事項

- 通勤手当支給
- 各種社会保険（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）
- 定期健康診断受診（対象従業員）及びストレスチェック（希望者のみ）
- 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
- 特別休暇（・結婚休暇（賃金の50%）・忌引休暇（賃金の100%））
- 慶弔見舞金支給

5. 労使協定締結の有無（労働者派遣法第30条4項第1項）

- ◊労使協定を締結して（いる・いない）

労使協定を締結している場合は、

〔※労使協定の対象となる派遣労働者の範囲【当事業所が雇用する全ての派遣労働者】
※労使協定の有効期間【令和5年4月1日～令和6年3月31日】〕